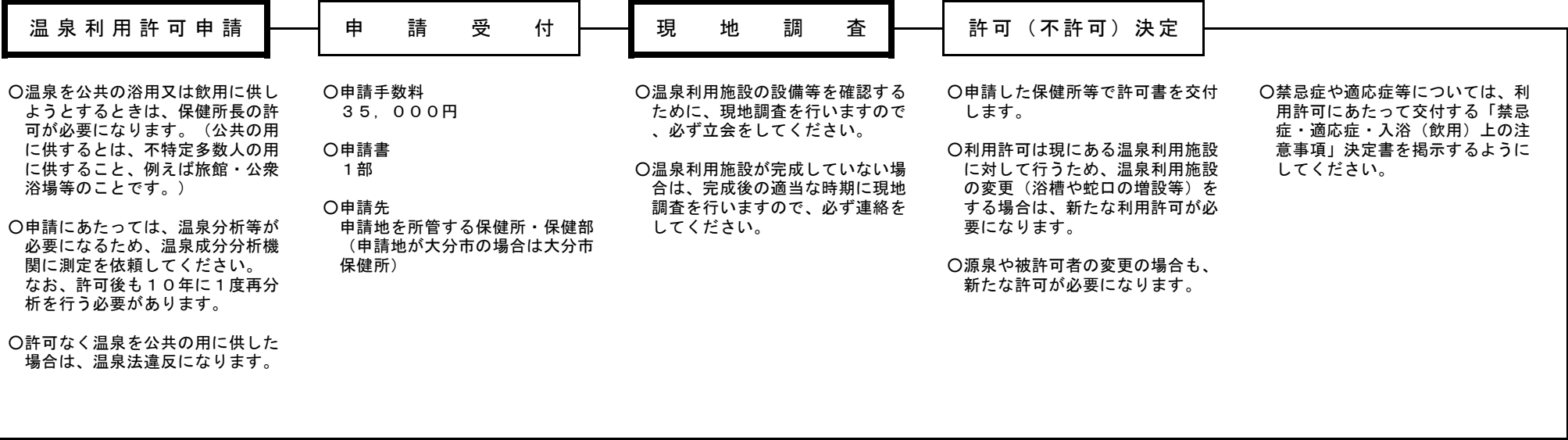


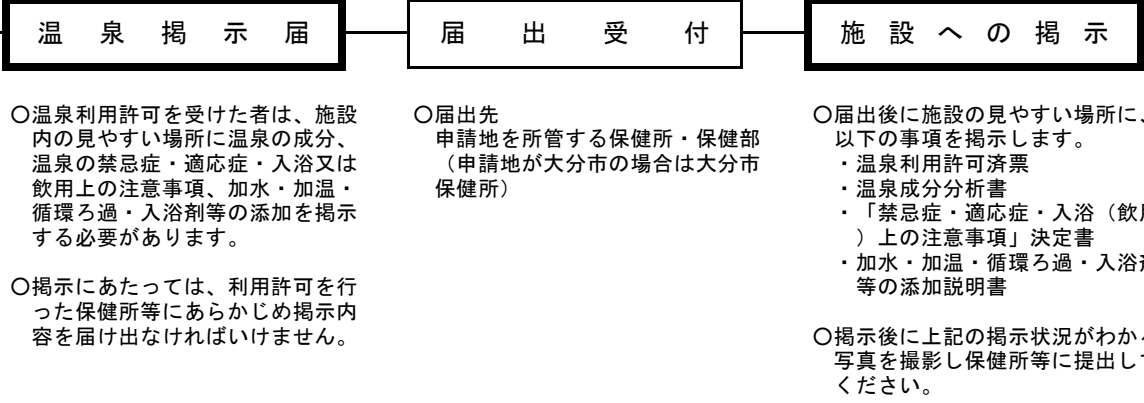
温泉関係諸手続（利用・掲示・届出）

R7. 4. 1 大分県 生活環境部 自然保護推進室

【● 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとするとき】



【● 温泉の成分等を掲示しようとするとき】



【● その他の届出】

以下の事項に該当するときは、保健所等に届出を行ってください。なお、この他にも届出や申請が必要な場合がありますので、保健所に相談して下さい。

届出事由	時期	様式	届出先・部数
○ 温泉ゆう出目的以外の土地掘削で温泉がゆう出したとき	速やかに	温泉ゆう出目的以外の土地掘削届	届出先の地域を 所管する保健所 ・保健部 各１部
○ 自然ゆう出温泉を採取しようとするとき	事前に	自然ゆう出温泉採取届	
○ 温泉採取権者に変更があったとき	２０日以内に	温泉採取権者変更届	
○ 温泉の採取を廃止したとき	１０日以内に	温泉採取廃止届	
○ 温泉の採取の事業を廃止したとき	遅滞なく	温泉採取事業廃止届	
○ 温泉利用許可を受けた者が利用を廃止したとき	１０日以内に	温泉利用廃止届	
○ 温泉採取権者の氏名等を変更したとき	速やかに	温泉採取権者氏名等変更届	
○ 温泉ゆう出地の地目等を変更したとき	速やかに	温泉ゆう出地地目等変更届	
○ 温泉の利用目的を変更したとき	速やかに	温泉利用目的変更届	
○ 温泉ゆう出路の埋設管取替工事を行おうとするとき	事前に	温泉埋設管取替工事届	
○ 温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい変化があったとき	速やかに	ゆう出量等変更状況届	
○ 動力装置の所有者の氏名等を変更したとき	速やかに	動力装置所有者氏名等変更届	
○ 動力装置の設置場所、所有者及び許可出力以下の装置に変更したとき	速やかに	動力装置設置場所等変更届	
○ 動力装置の使用を廃止したとき	速やかに	動力装置使用廃止届	
○ 温泉を公共の用に供している者の氏名等が変更したとき	速やかに	温泉利用者氏名等変更届	

【● 温泉法罰則】

温泉法に違反し、以下の事項に該当するときは、罰則の適用を受けることがあります。

第３８条 次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。

- １ 第３条第１項の規定に違反して、許可を受けないで土地を掘削した者

２ 第９条の２（第１１条第２項において準用する場合を含む。）又は第１４条の１０の規定による命令に違反した者

３ 第１１条第１項の規定に違反して、許可を受けないで温泉のゆう出路を増掘し、又は動力を装置した者

４ 第１４条の２第１項の規定に違反して、許可を受けないで温泉の採取を業として行つた者
- ２ 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第３９条 次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

- １ 第７条の２第１項（第１１条第２項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、許可を受けないで掘削若しくは増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削若しくは増掘の方法について重要な変更をした者

２ 第８条第３項（第１１条第２項において準用する場合を含む。）、第９条第２項若しくは第１０条（これらの規定を第１１条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）、第12条、第14条の８第３項、第14条の９第２項又は第31条第２項の規定による命令に違反した者

３ 不正の手段により第１４条の５第１項の確認を受けた者

４ 第１４条の７第１項の規定に違反して、許可を受けないで温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について重要な変更をした者

５ 第１５条第１項の規定に違反して、許可を受けないで温泉を公共の浴用又は飲用に供した者

６ 第１９条第１項の規定に違反して、登録を受けないで温泉成分分析を行つた者

７ 不正の手段により第１９条第１項の登録を受けた者